

## 高断熱建築物認証制度の廃止の検討について

令和3年度の行政評価を踏まえ、高断熱建築物の認証制度を令和3年度末をもって廃止することを検討している。

### 1 高断熱建築物の認証制度の概要

平成23年度より、中野区地球温暖化防止条例第6条に基づき、建築物の断熱性を向上した建築物を「高断熱建築物」として認証し、建築主又は所有者に「なかのエコポイント」5,000ポイント（1ポイント=1円相当）を交付。

### 2 廃止の理由及び今後の展開

交付するポイントは、住宅の高断熱化に係る経費に見合っておらず、建物を高断熱化するための動機付けになっていると言いがたい。

地球温暖化防止に資するために、より効果的な対策となる断熱性能の高い窓への交換等、建物のエネルギー損失を防止する対策を講じた場合に、補助金等を交付する制度に転換することとする。

なお、令和3年度中に認証の条件である各種認定や届出等を行った建築物について、その書類の写しを認定等の日から1年以内（令和4年度中）に提出した場合は認証するものとする。

### 3 廃止に伴う規定の整備

中野区地球温暖化防止条例及び中野区地球温暖化防止条例施行規則の高断熱建築物の認証についての規定を削除する。

### 4 今後の予定

令和4年3月 第1回定例会に中野区地球温暖化防止条例の改正について提案